

平成30年第13回教育委員会定例会

開会年月日 平成30年7月6日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 高 柳 誠
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 新 井 良 保
同 委 員 伊 神 泉

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕
- (13) 平成29年陳情第6号 練馬区立小中学校教科書採択制度の改善を求める陳情〔継続審議〕
- (14) 平成30年陳情第1号 教科書採択にあたって教職員の意見を尊重し、採択に反映させるこ
とを求める陳情書〔継続審議〕
- (15) 平成30年陳情第2号 中学校「特別の教科 道徳」の教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

- (16) 平成30年陳情第3号 中学校「特別の教科 道徳」の教科書採択に関する陳情
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (3) 平成30年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について
- (4) 教育委員会が処理する請願等の取扱いについて

3 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 平成30年度夏休み居場所づくり事業の実施について
 - ② 練馬区立心身障害者福祉センターにおける居宅訪問型保育と連携した児童発達支援事業所の開設について
 - ③ 平成30年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
 - ④ 学校におけるブロック塀等の緊急点検結果等について
 - ⑤ 平成30年度臨海学校および林間学校の実施について
 - ⑥ 練馬区放課後児童等の広場（民間学童保育）運営事業者の募集について
 - ⑦ 区内三警察署との情報共有等に関する協定の締結式について
 - ⑧ その他
 - i その他

4 視察

- (1) 大泉学園緑小学校における授業

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時20分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	堀 和 夫
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事（教育政策特命担当）	齋 藤 健 一
同 学校教育支援センター所長	清 水 優 子

同	光が丘図書館長	桑原	修
	こども家庭部子育て支援課長	鳥井	一 弥
同	こども施策企画課長	太田	喜 子
同	保育課長	三浦	康 彰
同	保育計画調整課長	大窪	達 也
同	青少年課長	加藤	信 良
同	練馬子ども家庭支援センター所長	宮原	恵 子

教育長

ただいまから平成30年第13回教育委員会定例会を開催する。

本日は、大泉学園緑小学校の家庭科室をお借りし、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力いただき、感謝申し上げます。また、本日は案件の最後に授業の視察を予定している。進行については、各委員のご協力をお願いしたい。

なお、本日は傍聴の方が1名いらっしゃっている。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、陳情16件、協議4件、教育長報告8件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕
- (13) 平成29年陳情第6号 練馬区立小中学校教科書採択制度の改善を求める陳情〔継続審議〕

- (14) 平成30年陳情第1号 教科書採択にあたって教職員の意見を尊重し、採択に反映させることを求める陳情書〔継続審議〕
- (15) 平成30年陳情第2号 中学校「特別の教科 道徳」の教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (16) 平成30年陳情第2号 中学校「特別の教科 道徳」の教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。

継続審議中の陳情16件については、事務局より新たに報告する事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議案件の(1)と(2)については、本日のところは継続としたいが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (3) 平成30年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

教育長

協議案件の(3)平成30年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価については、本日、事務局より新たに提出された案件となる。資料の説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

毎年行っている点検・評価についてである。この案件については、これから何回かに

分けて継続的に協議を行っていく。本日は点検・評価の方針について、これでよいかを確認するということである。

今、説明があったように、この点検・評価については、昨年の教育委員会において、改善すべき点として意見が出されていた。有識者からいただいた意見がどのように反映されたかを各項目の中に書き込むべきであるという意見。また、練馬区教育・子育て大綱に沿って立てたテーマと、具体的な点検・評価の中身が合っているかどうかを精査する必要があるのではないかという意見である。

今年度はこれらの意見を踏まえて、点検・評価の実施方法を見直すことになる。点検方法等の詳細については、次回以降に説明があると思うので、そこで皆様にご議論いただきたいと思っている。

本日のところは、練馬区教育・子育て大綱の重点施策について点検・評価を行うという実施方針案について、何かご意見、ご質問があれば伺いたい。

坂口委員

私自身は今年度で3回目の点検・評価となるが、毎回、本当に難しいと感じている。前年度からの継続性を意識して点検・評価に臨みたいと考えている。練馬区の子供たちのためになるよう、一生懸命取り組みたいと思う。よろしく願います。

教育長

ほかにいかがか。方針についてはこのような形でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、本日の審議はここまでとする。具体的な内容については、次回以降に案件として出てくるので、その中でご意見をいただければと思う。

この案件は継続審議としたいので、よろしく願います。

(4) 教育委員会が処理する請願等の取扱いについて

教育長

それでは、次の協議案件に移る。協議案件の(4)教育委員会が処理する請願等の取扱いについて、こちらも事務局より本日新たに提出された協議案件となる。それでは、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

陳情、請願というのは国民、区民の権利であり、審査期限を設定するということは、本来好ましいことではない。しかし、審議が進まない状態のまま、何年も残ってしまうということが果たしてよいのだろうかということで、今回ご提案させていただいた。

なお、区議会にも陳情、請願の制度があるが、区議会の場合は、議員任期の4年間で審査し、任期満了までに審査が完了しなかったものについては廃案という決まりがある。教育委員会ではそのような決まりがないため、過去の陳情が残り続けているという状況である。この際、整理した方がよいのではないかと考えている。

説明の中でもあったとおり、審査期限により廃案になったとしても、再提出は可能であり、区民の権利を不当に制限するものではない。あくまで、私どものけじめとして、きちんとした仕組みを作っておくべきではないかということである。

教育長の任期は3年なので、陳情についてはできるだけ3年間で審議し、その上で、結論が出ないものについては、教育長の任期満了に伴い、一旦、廃案とさせていただく。不服な方はあらためて陳情を提出し、次の教育長任期の3年間で審査を受けるという形でやらせていただけないかというご提案である。

何かご意見、ご質問はあるか。

高柳委員

私はこの考え方に賛成である。審査期限については、教育長の任期の末日ということでもよいと思う。この方針でよろしく願います。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

継続審議中の案件には平成19年に提出された陳情も残っている。このような陳情については、時間の経過もあり、審議するのが難しいという印象はある。これが3年ごとに廃案あるいは再提出という形になるということか。

教育長

そのとおりである。

教育長

審議未了により廃案となった場合、採択、不採択の場合と同じようにご本人にお知らせをするのか。

教育総務課長

そのとおりである。

再提出が可能であることについても丁寧に説明したいと思っている。

教育長

教育長が途中で辞職した場合はどうなるか。残りの任期は後任に引き継がれるので、審査期限は変わらないという考え方でよいのか。

教育総務課長

そのとおりである。

教育長

わかった。
ほかにいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、まとめさせていただく。陳情、請願について、審査期限を設定するという
ことだけではなく、今後の審査をしっかりと行っていくということも、この場で申し上げ
るべきだと思っている。教育委員会としては、審査期限の有無にかかわらず、提出さ
れた陳情、請願に真摯に向き合い、迅速かつ慎重な審査を行っていく必要があると考え
ている。ぜひ、各委員のご協力をお願いしたい。

請願等の取扱いについては、練馬区教育委員会請願等取扱要領で定めている。本日の
協議結果を踏まえ、事務局で要領改正等の手続きを進めていただきたい。

それでは、この協議案件については本日結論が出たので、これで終了とさせていただ
きたいと思う。よろしく願います。

(1) 教育長報告

- ① 平成30年度夏休み居場所づくり事業の実施について
- ② 練馬区立心身障害者福祉センターにおける居宅訪問型保育と連携した児童発達支援
事業所の開設について
- ③ 平成30年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
- ④ 学校におけるブロック塀等の緊急点検結果等について
- ⑤ 平成30年度臨海学校および林間学校の実施について
- ⑥ 練馬区放課後児童等の広場（民間学童保育）運営事業者の募集について
- ⑦ 区内三警察署との情報共有等に関する協定の締結式について
- ⑧ その他
 - i その他

教育長

それでは、次に、教育長報告である。
本日は、前回の積み残し2件を含めて、8件ご報告する。

それでは、報告の1番について説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

毎年、夏休みになると、子供たちの居場所について心配するご家庭が出てくる。学童クラブに通っている子供以外についても、夏休みの居場所を確保する必要がある。そこで、今ご説明した小学校7校については、夏休み中もひろば事業を展開させていただくということである。なお、本日お邪魔している大泉学園緑小学校についても、この事業の実施校に入っている。

何かご意見、ご質問はあるか。

坂口委員

夏休みの子供たちの居場所として開放されていることは、とてもよいことだと思う。今後、実際に利用した人数などの結果についてもぜひ教えてほしい。受託事業者というのは、この事業のためにスタッフを確保してくれるのか。

こども施策企画課長

そのとおりである。人員の確保は受託事業者が行っている。実施結果については、別途、ご報告させていただく。

坂口委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

新井委員

子供の居場所づくりということで、大変ありがたい制度だと感じた。実施校のうち、大泉北小学校は学校応援団、それ以外の6校は学童クラブ受託事業者が行うということだが、何か理由はあるのか。

こども施策企画課長

本事業は、平成23年度よりモデル事業として実施している。当初より大泉北小学校では夏休みを含めて学校応援団で対応できるということで、ひろば事業を実施しており、それが現在に至っている。ただ、夏休みの午前9時から午後5時までとなると、学校応援団で子供を見るのは大変なので、他校ではそこまでの対応は困難だということである。

夏休み期間中も子供たちの居場所をつくる必要があると思っているので、基本的には事業者をお願いしながら、この事業を進めているところである。

新井委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

予算も人手もかかると思うが、このような居場所の確保は子供たちにとって大変良い取組である。

開設時間は午前9時から午後5時までとなっているが、子供が来た時間や帰宅した時間というのは、ある程度把握できているのか。それとも、いつでも自由に来ることができ、いつ帰っても良いという形なのだろうか。

また、国の放課後子どもプランなどの推進にあわせて、助成金などは出ているのか、聞かせてもらえればと思う。

こども施策企画課長

スタッフは午前9時から午後5時までいつでも待機しているので、基本的にはいつ来ても対応できる状況にある。また、学校のひろばに登録している場合は、来たときにカードを通してもらうなどすることで、しっかりと管理できているものと認識している。

なお、国の放課後子どもプランに係る助成金についてはもらっておらず、区の予算で実施している状況である。

教育長

ほかにいかがか。

伊神委員

夏休み期間中は、低学年から高学年でプールがあると思うが、家に帰る前にみんなで遊ぼうということで、子供が一気に押し寄せてくる可能性がある。そのような場合にも、対応できる人員は確保できているのだろうか。

また、保護者として助かると思う反面、子供が帰ってくるかどうかわからないという不安も少しあると思う。そういったことについても把握できているのか。

こども施策企画課長

本日ご説明したのは、学童クラブではなく、ひろば事業であり、基本的にはスタッフによる見守りの中で子供たちが自由に過ごすというものになる。子供の人数に対して、職員配置が何人と決まっているものではない。

また、プールが終わったから少し寄っていくというような子供も当然いるとは思いますが、「保護者の方に伝えた上で利用すること」といった形でルールを事前に説明している。

地域の応援団、スタッフの方についても、子供たちの安全を確保し、自由に過ごせる場所をつくろうという考え方は一致している。今後もしっかりと事業を進めていきたい。

伊神委員

ぜひ、保護者の方にも周知していただきたいと思う。保護者が把握していない中で、事故が起きないように、夏休み前にガイドラインのようなものを示していただきたい。

こども施策企画課長

明日、新規実施校の保護者の方を対象に説明会を実施する予定である。きちんと説明させていただき、周知していきたい。

伊神委員

働いている方はなかなか説明会に参加できないと思う。そういったことを踏まえて、周知方法についても検討していただきたい。よろしく願います。

高柳委員

万が一事故があった場合、保険の適用はどうなるのか。

子育て支援課長

区で保険に加入しており、ひろばを使った際の行き帰りの事故等については、そちらで対応することになる。

高柳委員

わかった。

新井委員

学童クラブ受託事業者の概要について教えていただきたい。

子育て支援課長

学童クラブ受託事業者の概要だが、株式会社、社会福祉法人、NPO法人など多岐にわたる。練馬区以外でも事業を展開している実績のある事業者に委託しているので、運営のノウハウはしっかり持っていると考えている。

新井委員

わかった。

教育長

ほか、いかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に報告の2番について説明をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

練馬区立心身障害者福祉センターにおける居宅訪問型保育と連携した児童発達支援事業所の開設について説明があった。これは、福祉部と教育委員会の連携事業ということになるかと思う。

何かご意見、ご質問はあるか。

新井委員

この事業に関係される方は大変喜ばれていると思う。私は養護学校の教員として勤務した経験があり、たんの吸引等の問題に関して非常に関心がある

東京都の認可を受けた施設においては、研修を受けることによって、いわゆる医療的ケア、たんの吸引等の対応ができることになっている。運営事業者であるフローレンスについても、医療的ケアを行うことができる職員がいるということによろしいか。

また、送迎の際にたんの吸引を行う場合もあると思うが、そういった場合でも対応は可能なのか。

保育課長

まず、運営事業者についてだが、渋谷、杉並、豊島、江東、世田谷といった他自治体においても事業を実施しており、人材についてはしっかりと確保されている。看護師についても、所定の研修を受講された方を常に配置していると伺っている。

また、送迎時の対応については、障害の程度にもよるところである。実際には、送迎中に医療的ケアが必要になるおそれが高い方の受け入れは、なかなか難しいかと思う。

新井委員

わかった。もう1点お伺いしたい。例えば月に1回程度ドクターが巡回するといったことも行っているのだろうか。

保育課長

児童発達支援事業所については、東京都が指定権者となっている。医師の資格を持っている人が指導検査を行っているかどうかは確認してみないとわからないが、指導検査の体制はできていると伺っている。

新井委員

看護師等の医療スタッフがいれば基本的には問題はないと思うが、ケースによっては、ドクターの所見を伺いたいということがあるだろうと思う。神奈川県の場合は、ドクタ

一の巡回が行われており、いろいろな質問や相談もできる。このような連携についても、区としての今後の課題だと思う。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。
それでは、次に、報告の3番をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

練馬区議会第二回定例会における一般質問要旨を、まとめてお示しさせていただいた。教育委員会に関する質問が多数出ている。ご意見、ご質問はあるか。

坂口委員

待機児童対策に関する質問が多かったようである。定員を少しずつ増やしているが、社会的な要因もあり難しいところである。今後も引き続き、保育園の需要増に応えていかなければならないと感じた。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

たくさん質問があるということは、議員の方や区民の皆様の関心の高さを示すものだと思う。今年度より副校長や教員の負担軽減ということで、副校長補佐、スクールサポートスタッフを導入しているが、今後の見通しはどうか。国や都の方向性についても教えていただきたい。また、待機児童解消に向けた取組についても、今後の見通しを教えていただきたい。

教育指導課長

副校長補佐は東京都の事業であり、スクールサポートスタッフは教員をサポートするもので国の事業になる。どちらも今年度から開始した新規事業であり、練馬区では8校8名を配置している。次年度以降についても拡充の方向であると聞いている。

保育計画調整課長

私どもとしては、待機児童の解消に向けて、さらなる対策を講じていきたいと考えている。710名の定員拡大、居宅介護保育事業、居宅訪問型保育事業の対象拡大、また、空きが多い4歳・5歳枠を柔軟に活用し、その他の年齢に振り分けるといったことについても、事業者働きかけていきたいと考えている。様々な取組を積み重ねていくことで、待機児童の解消を進めていきたい。

新井委員

わかった。

伊神委員

キッズ安心メールについてである。学童クラブ等でキッズ安心メールの設置を進めているとあるが、ねりっこクラブに移行した場合はなくなってしまうのか。

子育て支援課長

ねりっこクラブに移行した場合も引き続き設置されることになる。また、現在、キッズ安心メールを利用できる施設の拡大を図っており、児童館や地区区民館にも設置しているところである。

伊神委員

わかった。

新井委員

資料では、東京都の児童相談センターと区の子ども家庭支援センターとの緊密な連携を図るとある。ネグレクトなど、悲惨な結果を招きかねない事案については、一時期、親と子を引き離すショートステイというものがあるが、実際にそういった事案が起きたときには、東京都と連携して対応することになるのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

練馬区では、児童に関わるすべての関係機関と連携し、見守りや支援が必要な児童を把握するとともに、児童虐待としての対応が必要かどうか見極めている。先ほどお話があったとおり、ネグレクトで家庭に置いておくことが難しいといった場合については、児童相談センターに相談し、一時保護を含む対応をお願いすることケースもある。

また、私どもも、冠婚葬祭に伴うショートステイ事業を実施しており、育児疲れの場合に利用することをお勧めしている。さらに昨年の12月から、最長14日間、虐待のおそれがある家庭のお子様をお預かりする行政ショートステイ事業というも行っている。この事業については、お預かりした上で学校や保育園にも行くことができるので、子供の生活を守りながら、必要な指導をしていくことができる。今後も関係機関との連携の中で、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいきたいと思っている。

教育長

視察の時間が迫ってきたので、ここで一旦質疑を終了させていただく。質問がある場合は、遠慮なく事務局にお問い合わせいただければと思う。よろしく願います。

ここで、進行についてお諮りする。11時半から授業視察を行うので、本日は報告案件の4番まで行わせていただき、それ以降の案件については、次回の定例会でのご報告とさせていただきますが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。
報告の4番の説明をお願いします。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

学校におけるブロック塀等の緊急点検に関する報告である。
何かご意見、ご質問はあるか。

高柳委員

問題のあるブロック塀について、今後、撤去・改修をするということだが、どのような形で行うのだろうか。プールの場合は外部から見られないようにしなければならない。どのように対応していくのか教えていただきたい。

学校施設課長

現在、学校と調整中だが、基本的には目隠し用のフェンスを置くような形で進めていくことになる。学校の要望を伺いながら進めていきたいと思っている。

高柳委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

先ほど申し上げたように、残りの報告案件については、次回に行わせていただくので、よろしく願います。委員の皆様から何かあるか。よろしいか。

それでは、11時30分から4時限目の授業視察を行う。

本日の定例会については、授業視察の終了をもって、閉会とさせていただく。